

《資料編》

1 計画策定の体制等について

(1) 真室川町地域福祉計画推進委員会設置運営規程

平成 20 年 11 月 4 日

規程第 4 号

(設置)

第 1 条 真室川町が策定・実施する地域福祉計画等の福祉及び健康づくりに係る各種計画(以下「地域福祉計画等」という。)に、地域住民並びに関係団体、学識経験者の意見を反映し、事業を推進するため、真室川町地域福祉計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌業務)

第 2 条 推進委員会は、次に掲げる事項について、検討・協議する。

- (1) 地域福祉計画等の策定及び見直しに関すること。
- (2) 地域福祉計画等の進行状況の確認及び推進の方策の検討に関すること。
- (3) その他計画の推進に必要な事項に関すること。

2 推進委員会が所管する計画は、次のとおりとする。

- (1) 真室川町地域福祉計画
- (2) 真室川町老人保健福祉計画
- (3) 真室川町介護保険事業計画
- (4) 真室川町障がい者計画
- (5) 真室川町障がい福祉計画
- (6) ヘルシースマイル真室川 21 計画
- (7) その他真室川町が策定する福祉及び保健に関する計画

(委嘱)

第 3 条 委員は、次に掲げる者から町長が委嘱する。

- (1) 次に掲げる者で、公募に応じた者
 - ア 町内に居住する者
 - イ 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (2) 社会福祉活動を行う団体が推薦する者
- (3) 社会福祉事業を経営する団体が推薦する者
- (4) 学識経験者
- (5) 行政関係団体が推薦する者
- (6) その他町長が特別に指名する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(部会)

第5条 推進委員会に次の部会を置く。

(1) 地域福祉推進部会

(2) 介護・老人福祉部会(地域包括支援センター運営協議会を兼ねる。)

(3) 障がい福祉部会

(4) 健康づくり推進部会

2 各部会に部長を置き、当該部会の委員の互選によりこれを定める。

3 部長は部会を代表し、会務を総理し、会議の議長を務める。

4 地域福祉推進部会は、各部会を総括し、部会委員の他に各部会の部長が加わるものとする。

(委員長等)

第6条 推進委員会の委員長は、地域福祉推進部長をもって充てる。

2 委員長若しくは部長(以下「委員長等」という。)に事故があるとき、又は委員長等が欠けたときは、委員長等があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は委員長等が必要に応じて招集する。

2 委員長等は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見や説明を求めることができる。

(議事録)

第8条 推進委員会は、議事録を作成し、これを公開する。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は福祉課で行う。

(災害補償)

第10条 委員の職務上生じた災害については、真室川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第33号)の規定を準用する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年11月4日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 平成20年に任命される委員の任期は、規程第4条にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則(平成25年8月1日規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

(2) 真室川町地域福祉計画 障がい福祉部会 委員名簿

(任期：令和5年6月1日～令和8年5月31日)

氏 名	職 名 等	備 考
松田 英雄	真室川町身体障害者福祉協会 会長	部長
高橋 末子	真室川町手をつなぐ育成会 会長	
新田 みえ子	ドリームハウス利用者家族	
高野 光輝	有識者	
伊東 光雄	真室川町社会福祉協議会 事務局長	
佐藤 圭	公募委員	

(3) 計画策定までの主な経過

年月日	事項	内容
令和5年8月9日	第1回障がい福祉部会	委員の委嘱、計画策定の概要、障がい福祉アンケート調査
令和6年1月19日	第2回障がい福祉部会	計画案の協議
令和6年1月26日	県への意見照会	
令和6年2月2日	第3回障がい福祉部会	計画案の協議
令和6年2月21日 ～3月19日	パブリックコメント	意見の公募

○真室川町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例

平成30年12月25日

条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)に基づき、全ての町民が障がいや障がいのある人に対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、障がいのある人もない人も共に生き生きと自分らしい生活を営み、人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らすことのできる社会(以下「共生社会」という。)の実現を目指すものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (2) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」という。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいう。
- (3) 障がいを理由とする差別 正当な理由なく、障がいを理由として、障がいのない人には付さない条件をつけることなどにより、障がいのある人の権利又は利益を侵害することをいう。
- (4) 合理的な配慮 障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じた、社会的障壁を取り除くための必要かつ適切な変更及び調整をいう。

(町の役割)

第3条 町は、第1条の趣旨に基づいた施策を総合的に実施するものとする。

2 町は、前項に掲げる施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(町民等の役割)

第4条 町民及び事業者(以下「町民等」という。)は、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるとともに、町が実施する障がいを理由とする差別の解消の推進及び共生社会の実現に向けた取組へ協力するよう努めるものとする。

(町における障がいを理由とする差別の禁止)

第5条 町は、その事務又は事業を行うに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 町は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人に対し合理的な配慮をするように努めなければならない。

(事業者における障がいを理由とする差別の禁止)

第6条 事業者は、その事業を行うに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人に対し合理的な配慮をするように努めなければならない。

(共生社会の実現に向けた基本的施策)

第7条 町は、第3条の役割を果たすため、次に掲げる基本的施策を講ずるものとする。

- (1) 障がい及び障がいのある人に対する町民等の関心と理解を深めるための啓発及び知識の普及
- (2) 障がいのある人が地域社会において他の人々と共生し、健康で安心して生活するための支援
- (3) 障がいのある人が文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションその他の社会参加活動を円滑に行うことができるための支援

(4) 障がいのある人の言語その他意思疎通及び情報の取得又は利用のための手段
についての支援

(5) 障がいのある人がその能力に適合する職業に従事することができるよう関係
機関と連携した、多様な就労機会の確保

(6) 障がいのある児童及び生徒と障がいのない児童及び生徒との交流及び共同学
習の機会の確保並びに福祉に関する教育の機会の確保

(障がいを理由とする差別に関する相談、助言)

第8条 障がいのある人及びその家族その他の関係者は、当該障がいのある人に係る
障がいを理由とする差別に該当すると思われる事案及び社会的障壁の除去につい
て、町に相談することができる。

2 町は、前項に規定する相談に的確に対応するための相談窓口を設置する。

3 町は、第1項に規定する相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 相談を受けた事案に係る事実確認及び調査

(2) 相談に係る関係者に対する必要な助言及び情報提供

(3) 相談に係る関係者間の調整

(4) 関係行政機関への紹介及び連絡調整

(協議会)

第9条 町は、障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を効果的かつ円滑に
実施することを目的として、法第17条に基づき真室川町障がい者差別解消支援地
域協議会を置く。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長
が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 障がい者福祉に関するアンケート調査の実施について

1. 調査の目的

心身に障がいのある方の生活の現状や、福祉サービスに関する意向などを把握し、計画策定に役立てることを目的とする。

2. 調査の概要

- (1) 調 査 区 域 : 真室川町全域
- (2) 調 査 圏 域 数 : 1圏域(3地区)
- (3) 調 査 対 象 者 : 障害者手帳を所有する障がい者
- (4) 調 査 対 象 者 数 : 539人
- (5) 調 査 方 法 : 郵送調査方法(配布・回収)による悉皆調査
- (6) 調 査 期 間 : 郵送調査期間 令和5年8月21日～9月15日

3. 回収結果

- (1) 回 答 数 (率) : 回収数 347件(64.4%)

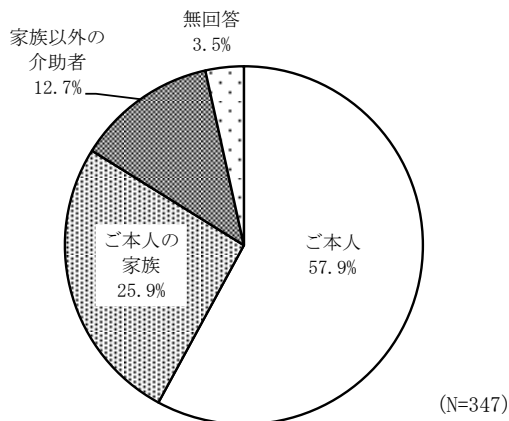
4. 調査結果の見方

- (1) 図表の中の N とは、回答者数のことである。
- (2) 百分比は回答者総数全体(該当設問においては該当者数)に占める設問の選択者数の比率として算出している。なお、図表では小数点第2位をそれぞれ四捨五入しているため、百分比の合計が100%にならない場合がある。
- (3) 1つの設問において2つ以上の回答を求めたものもあり、従ってその場合の百分比の合計は100%を超える。
- (4) 各層別の分析において、回答者総数が僅少なものについては誤差が大きくなるため、本文での分析からはずすなど、参考として傾向をみるにとどめている。
- (5) 『 』は、2つ以上の選択肢を合わせて分析する場合に用いる。

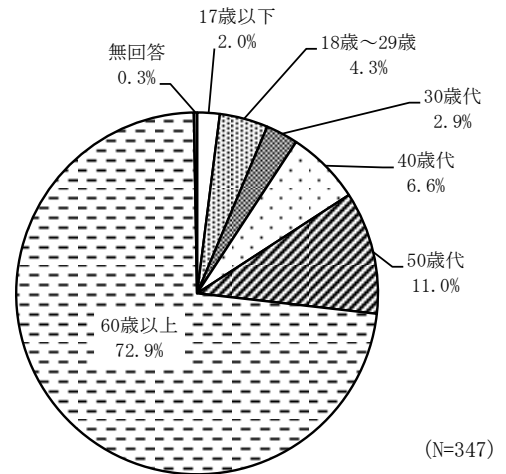
調査結果

1. 本人のことについて

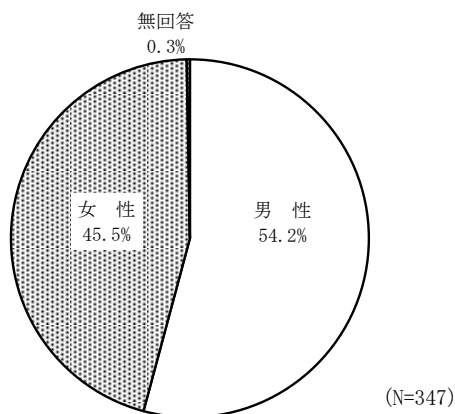
(1) アンケート記入者



(2) 年 齢

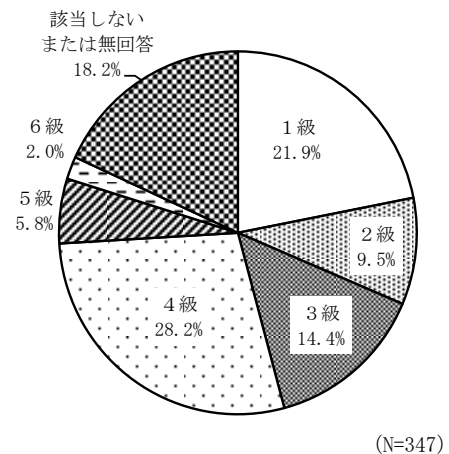


(3) 性 別

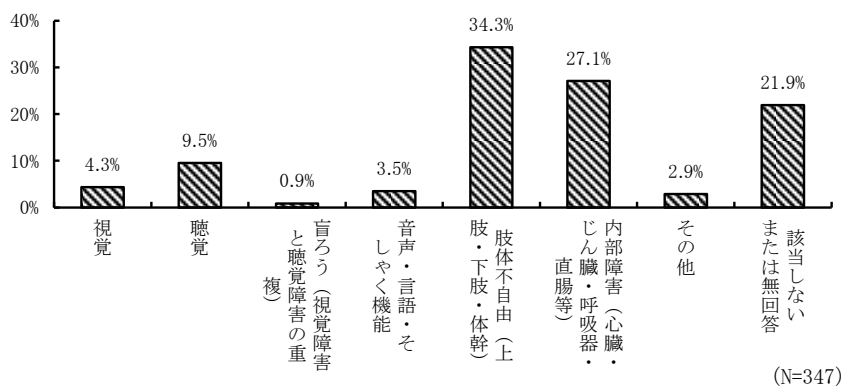


(4) 障がい者手帳

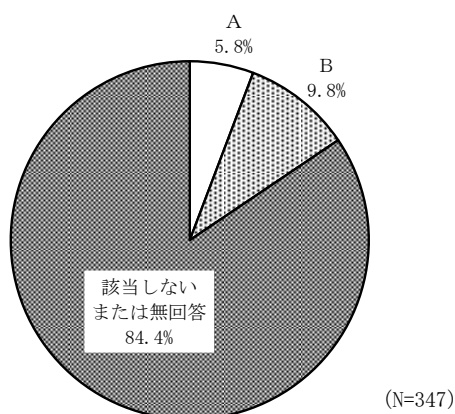
①身体障害者手帳



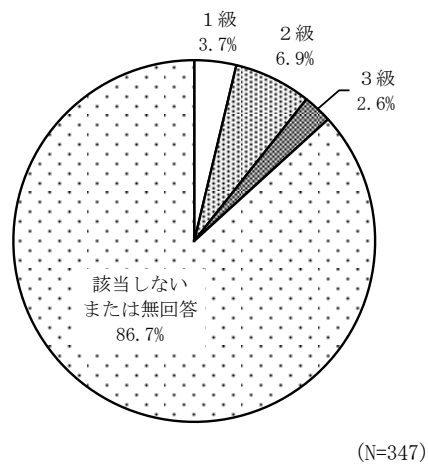
②身体障害の内容



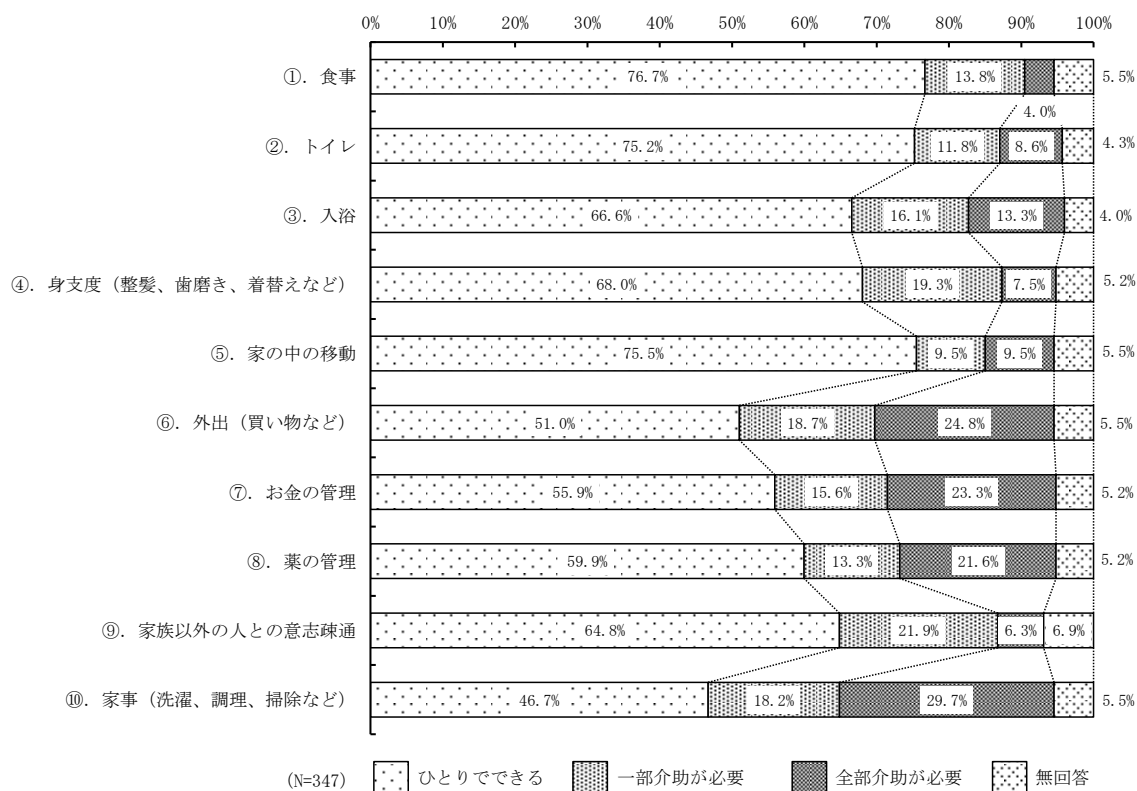
③療育手帳



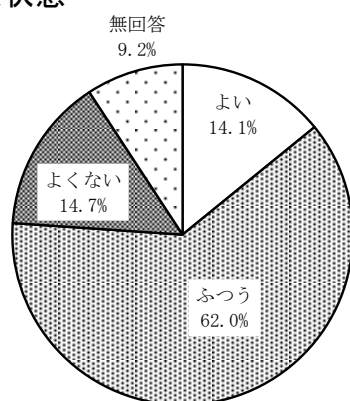
④精神障害者保健福祉手帳



(5) 一人でできること

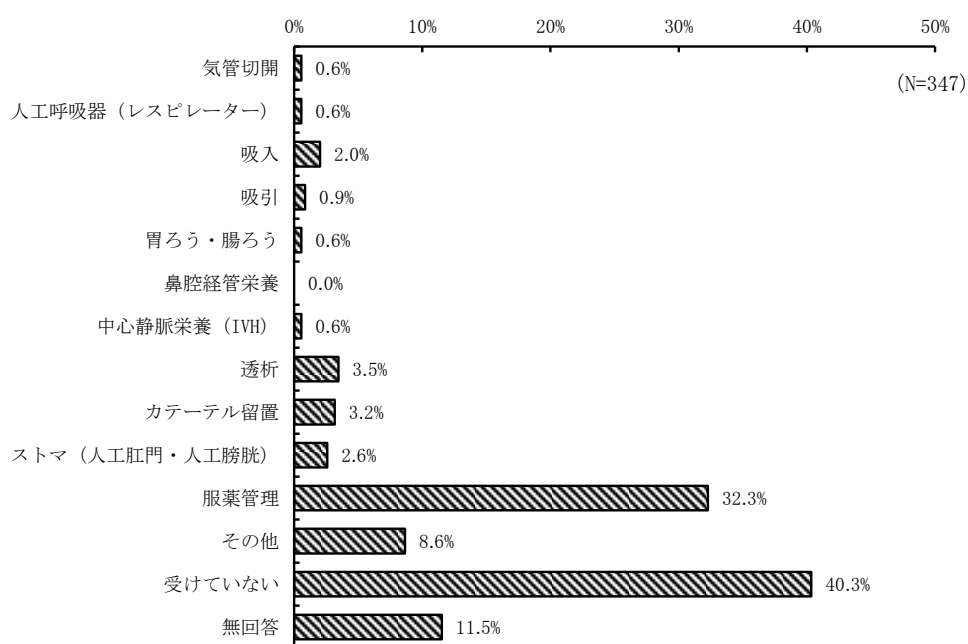


（６）現在の健康状態

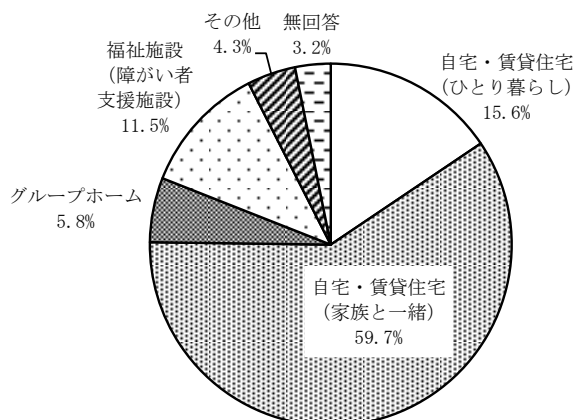


（７）現在受けている医療的ケア

(N=347)

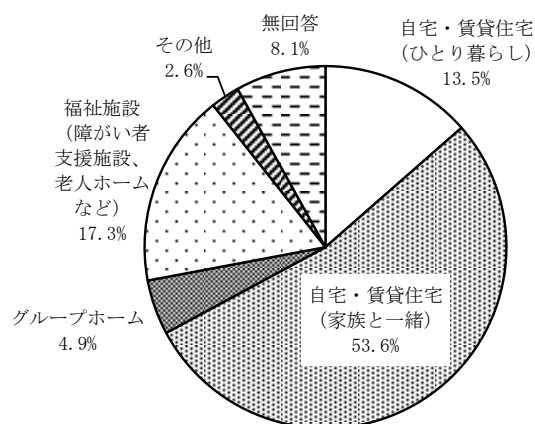


（８）現在暮らしている場所



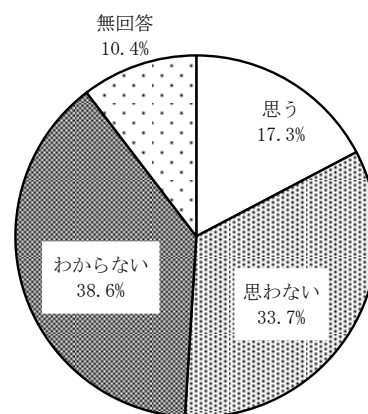
(N=347)

(9) 将来生活したい場所



(N=347)

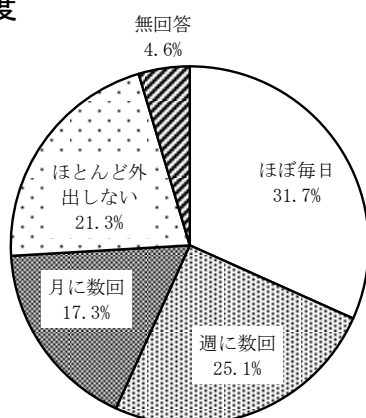
(10) 町内にグループホームがあれば利用したいと思うか



(N=347)

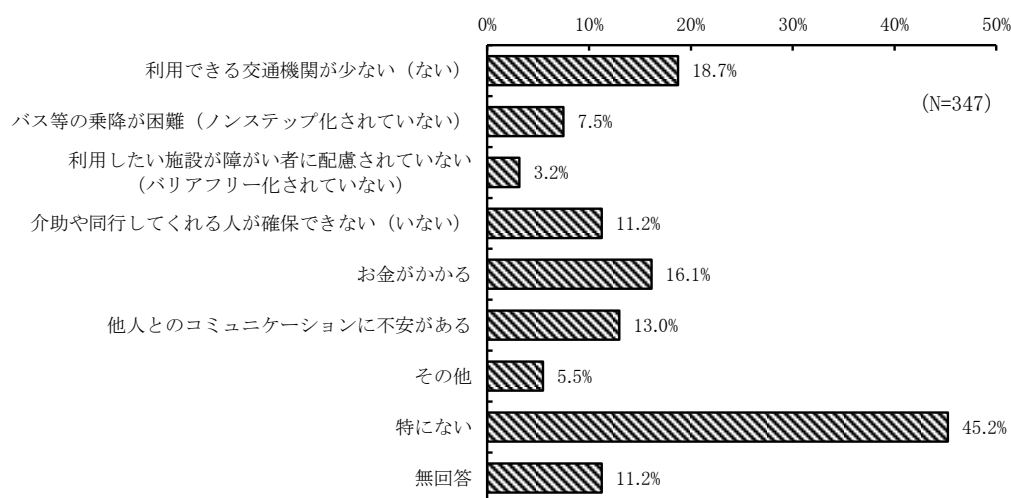
3. 相談相手について

(1) 外出頻度



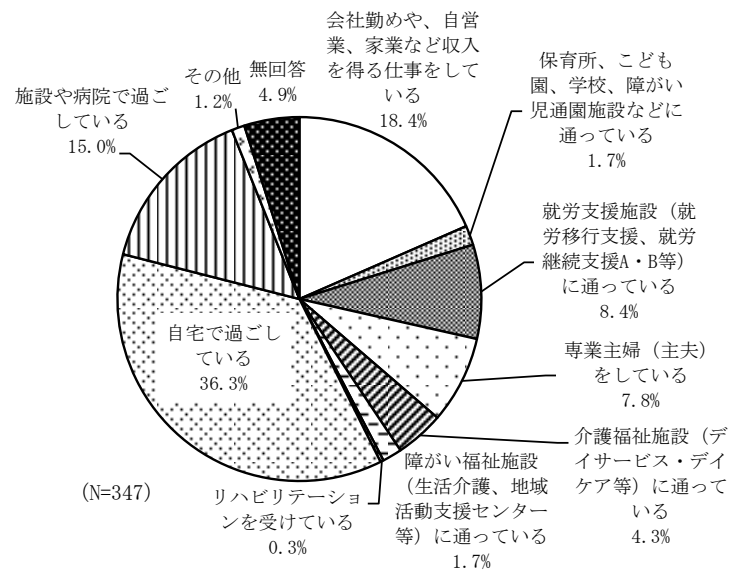
(N=347)

(2) 外出するときに困ること

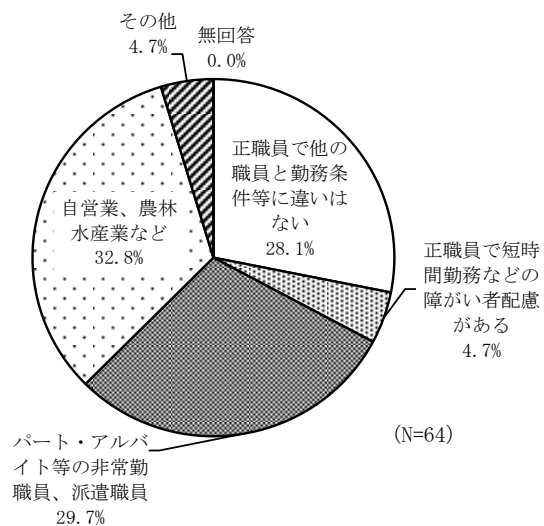


(N=347)

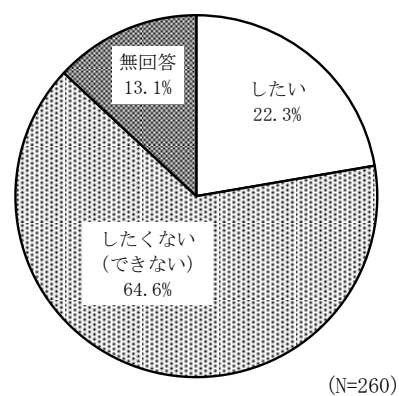
(3) 平日の日中の過ごし方



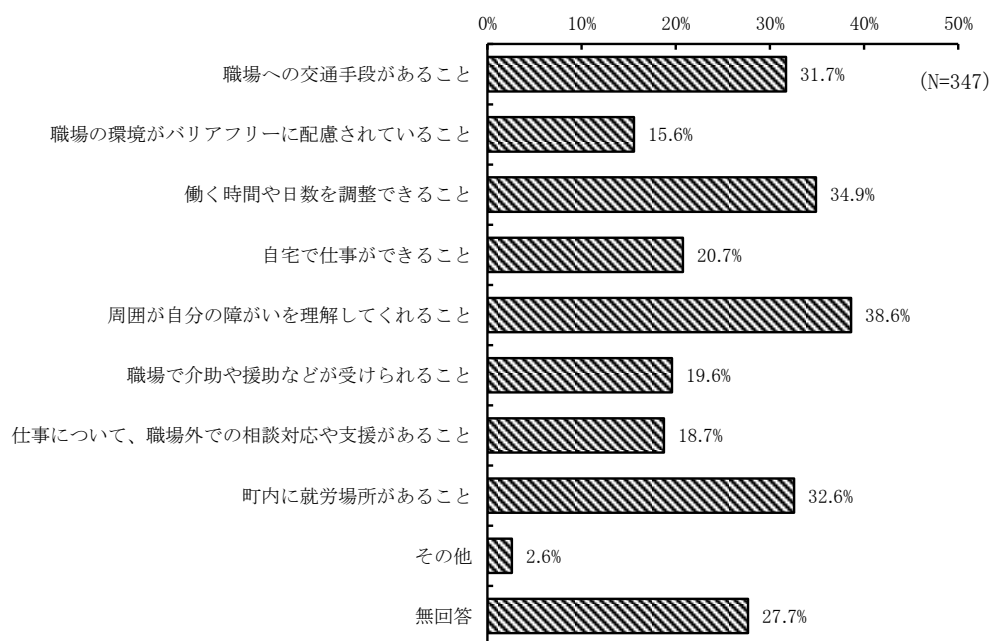
(4) 勤務形態



(5) 収入を得る仕事をしたいか

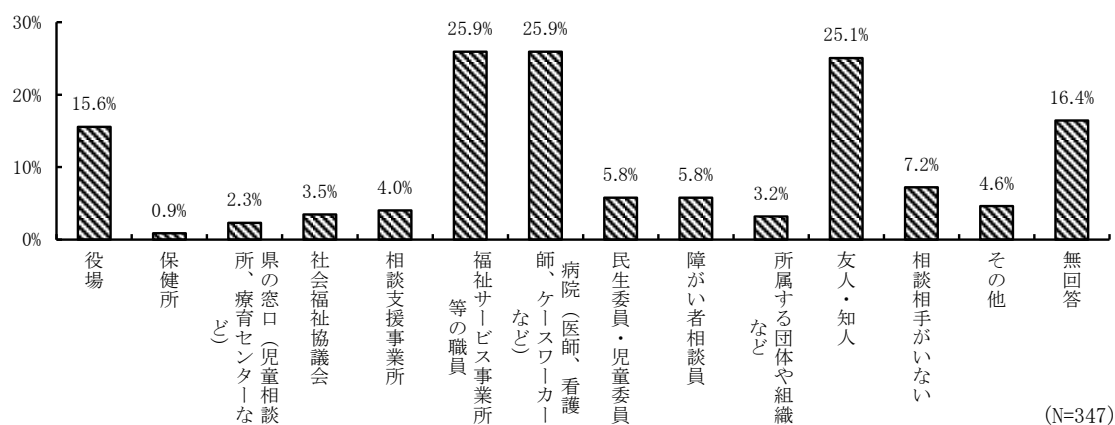


（６）障がい者の就労には何が必要か

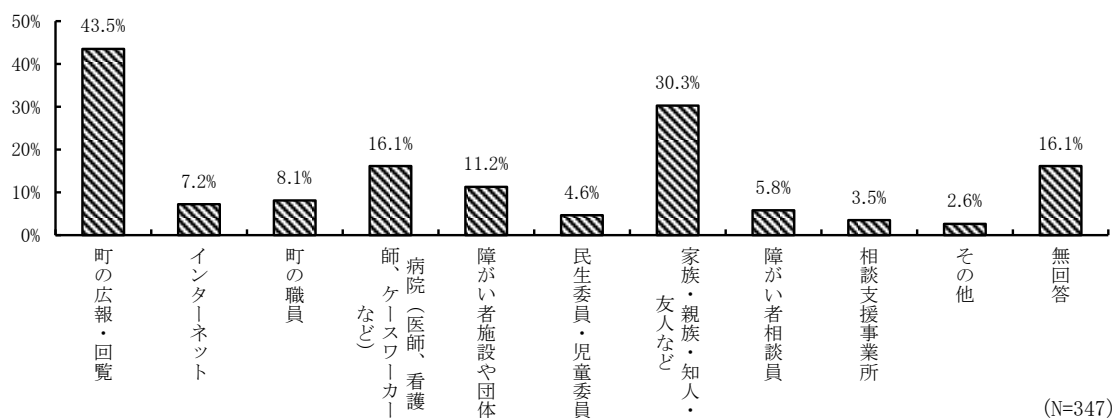


３．相談相手について

（１）悩みごとや心配事の相談先（家族・親族以外）

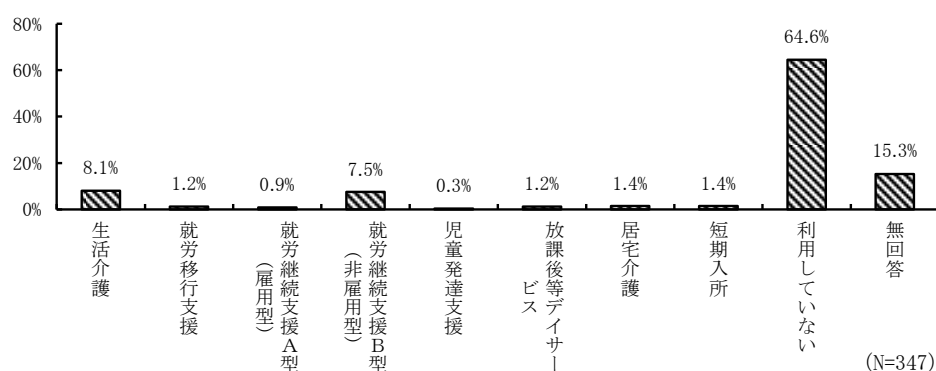


(2) 福祉サービスの情報の入手先

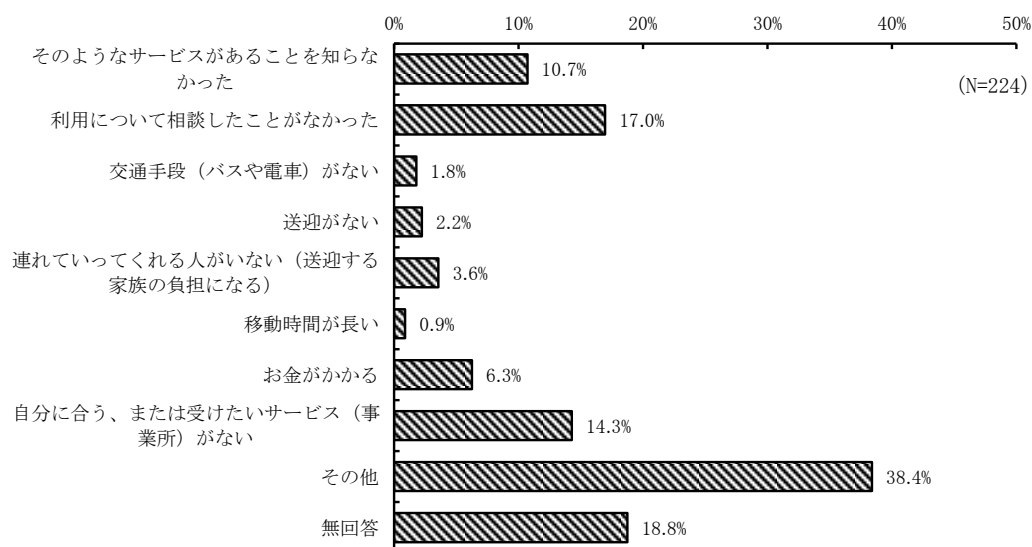


4. 障害福祉サービス等の利用について

(1) 通所系・訪問系サービスを利用しているか

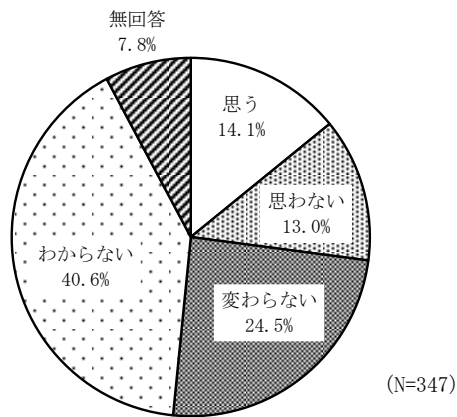


(2) 通所系・訪問系サービスを利用しない理由

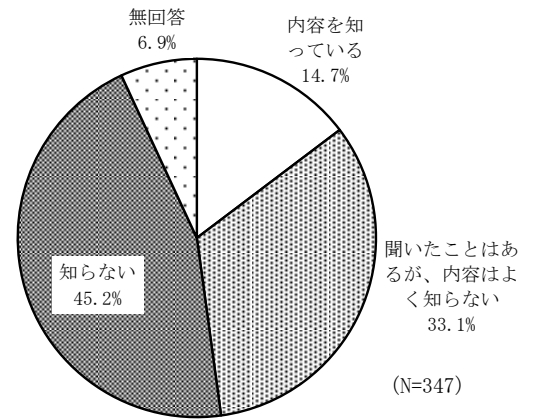


5. 権利擁護について

(1) 「障害者差別解消法」施行後、
障がい者への理解が進んだと思うか

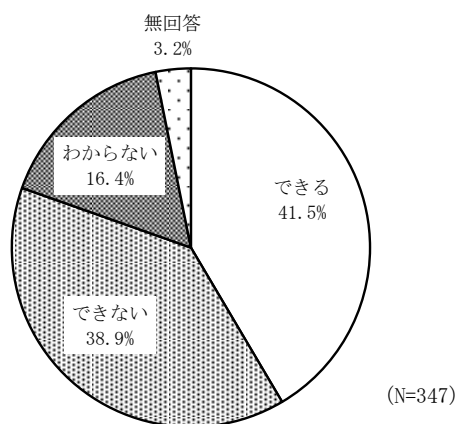


(2) 「成年後見制度」を
知っているか

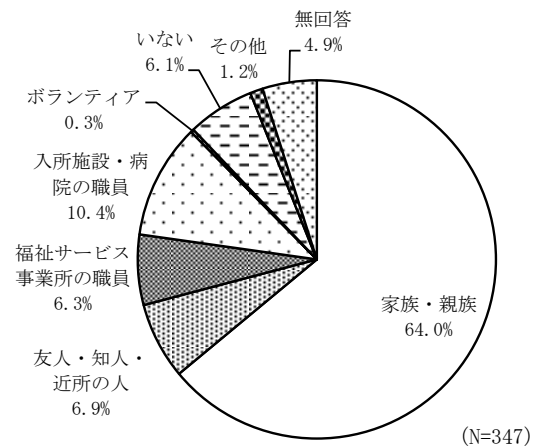


6. 災害時の避難等について

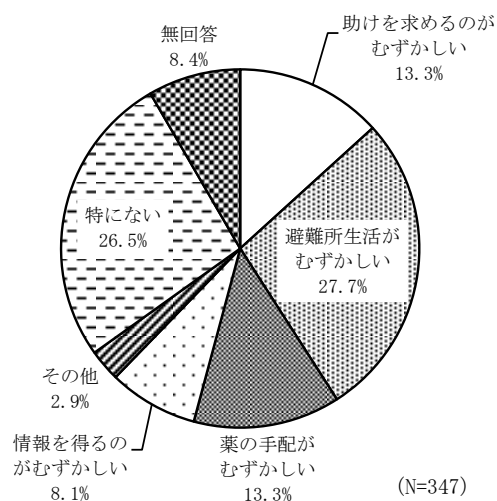
(1) 一人で避難できるか



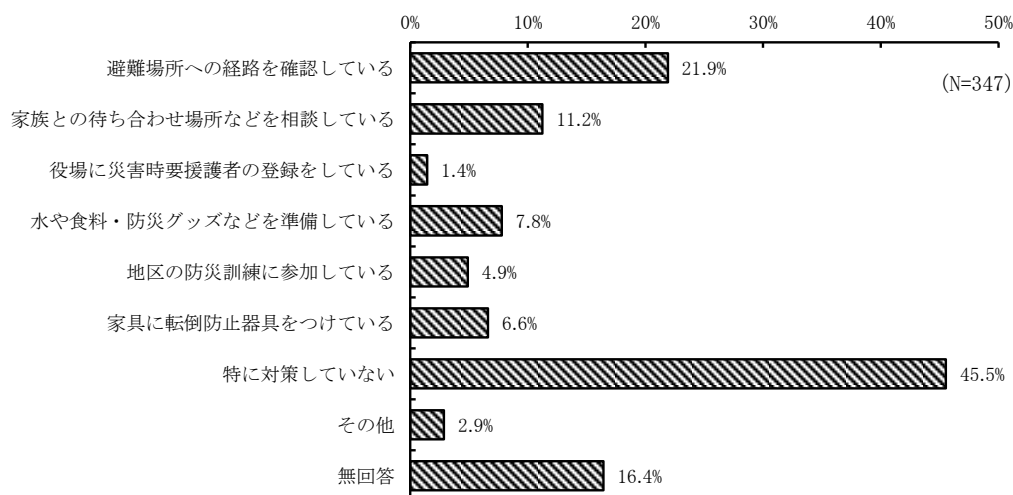
(2) 災害時や緊急時に手助けして
くれる人はいるか



(3) 災害時の心配ごととは何か

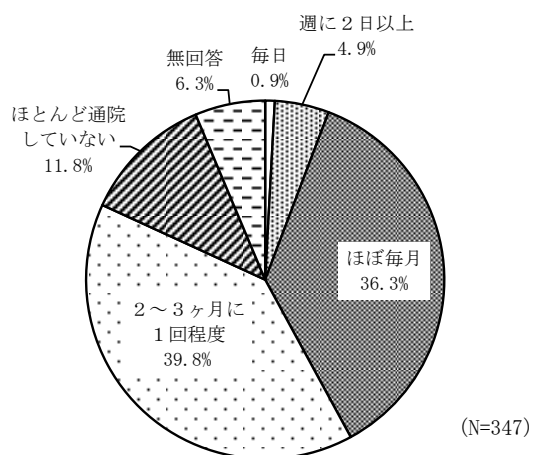


(4) 災害時の対策

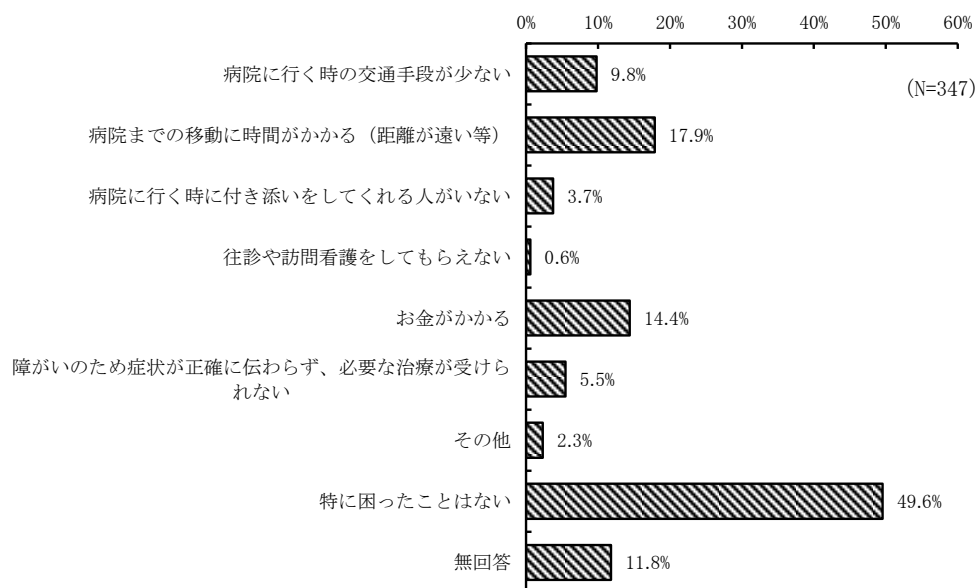


7. 医療について

(1) 通院頻度

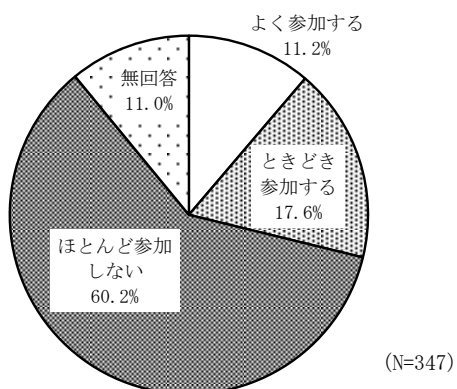


(2) 医療についての困りごと

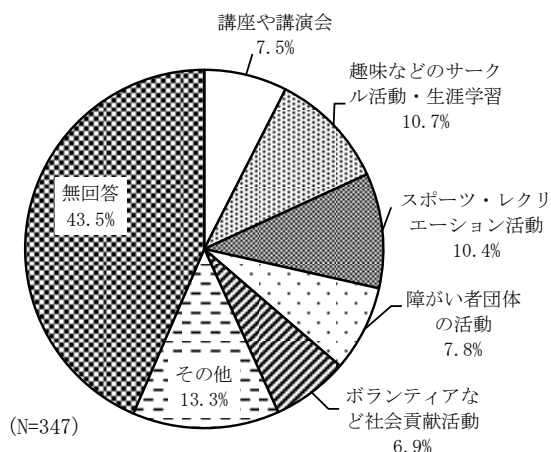


8. 社会参加について

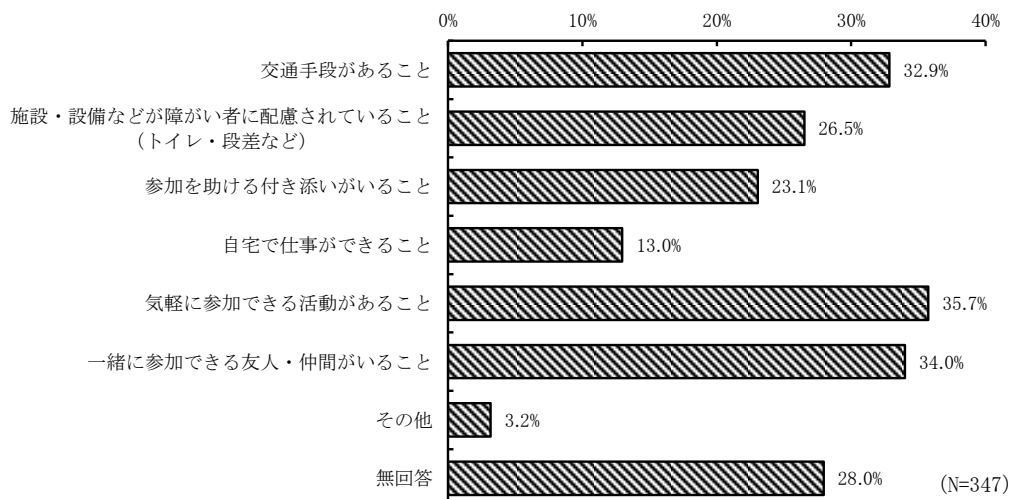
(1) 社会活動への参加の有無



(2) 参加している、または参加したい活動

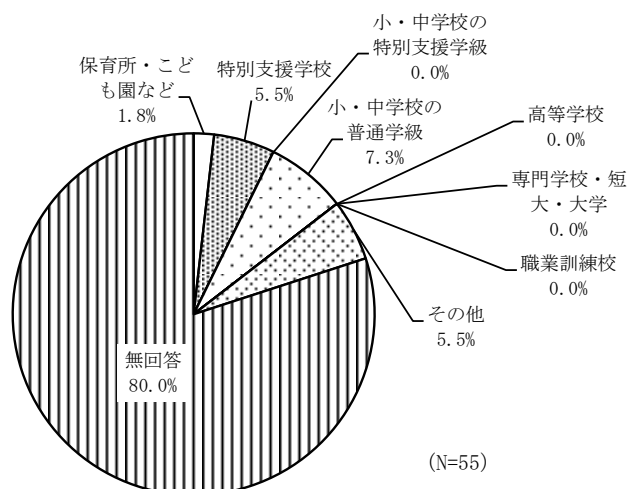


(3) 社会参加に必要なこと

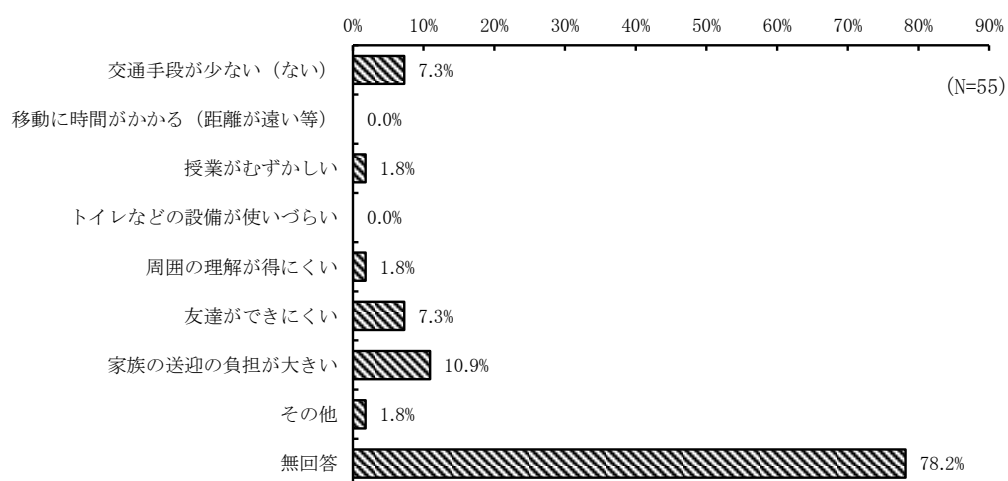


9. 保育・教育について ※保育・教育を受けている方のみ回答

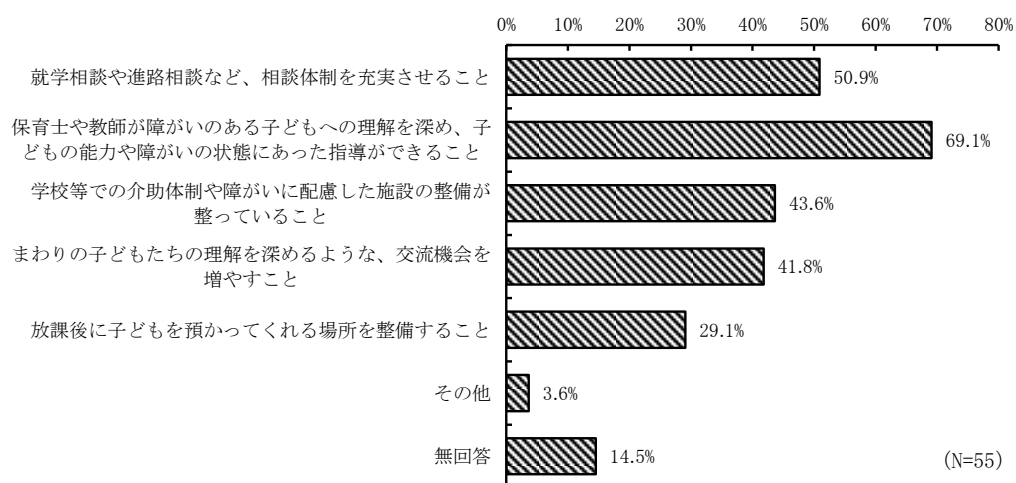
(1) 通園・通学



(2) 通園・通学時の困りごと

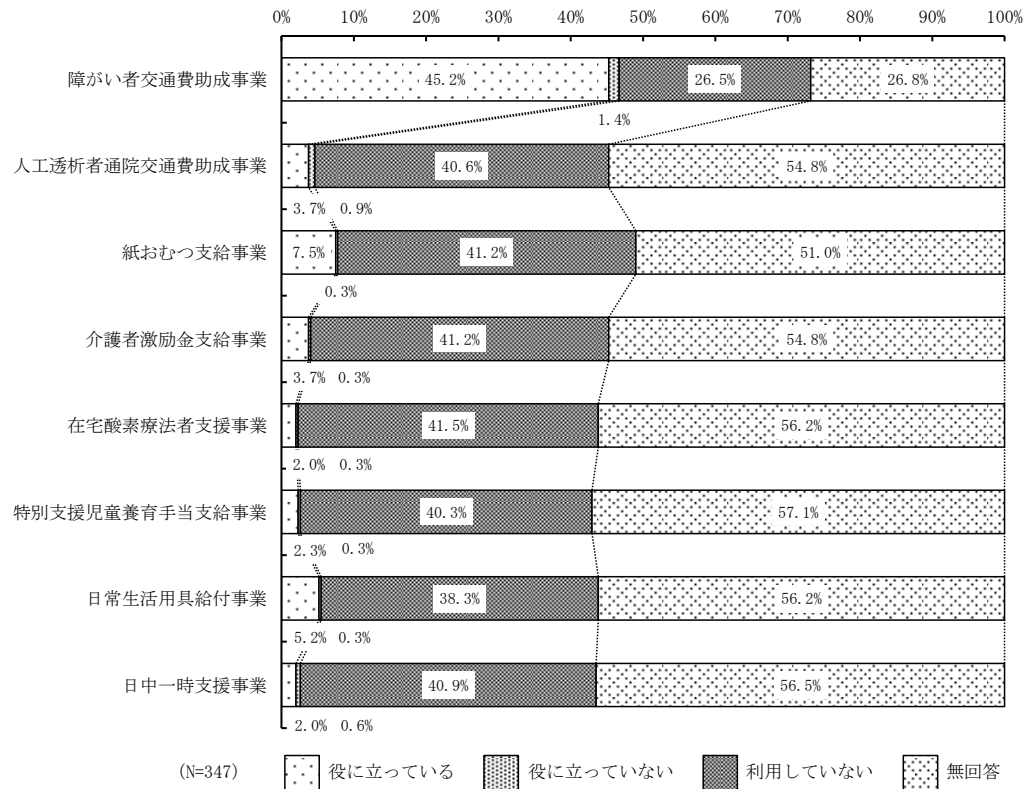


(3) 障がい児が学ぶための望ましい環境

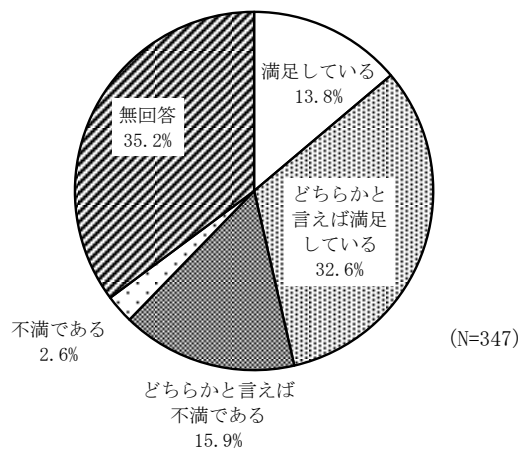


10. 町の障がい者福祉施策について

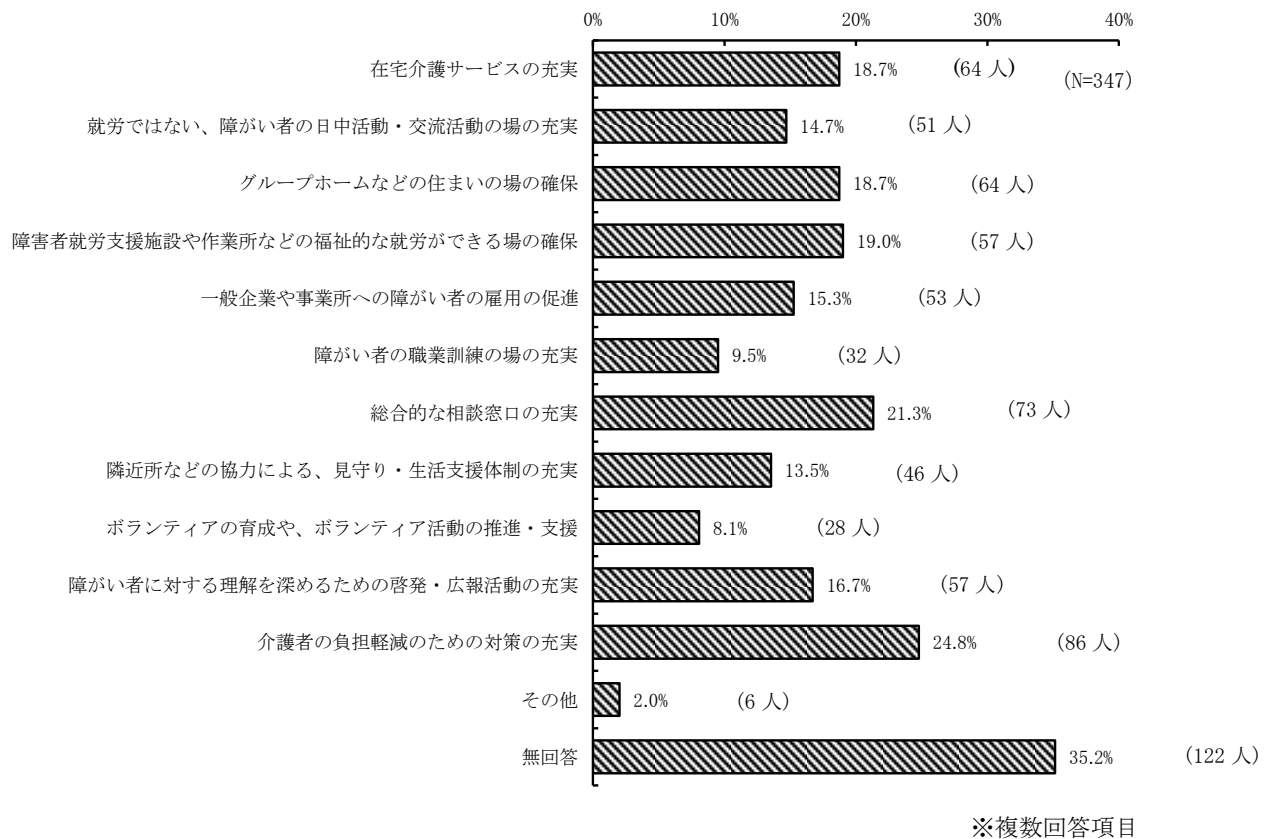
(1) 障がい者福祉サービスの利用状況



(2) 障がい者福祉施策の満足度



(3) 町に特に必要と思われる障がい者福祉施策



11. 町の障がい福祉についての意見や要望

- ◆障がい者のグループホームを作ってほしい。
- ◆障がい者交通費の助成額が少ないように思うので検討願いたい。
- ◆年に一度でも身障者の無料診断を要望したい。他の市町村ではある。
- ◆障がい者に必要な情報を伝える活動を落ち度なく行ってほしい。
- ◆「mobi（モビ）」のような近距離交通システムを町で検討してほしい。
- ◆人工透析を受けるには、新庄市内までの病院になるが、燃料費高騰のため、通院交通費助成金の充実を希望する。
- ◆身体障がい者駐車場のスペースをもっと取ってほしい。2、3台では足りていないと思う。
- ◆差別のない世の中が来てほしい。理解してもらえよう町にお願いしたい。
- ◆保護者の情報交換の場があると進学や就労に対して安心できると思う。
- ◆障がい者の住みやすい町を作ってほしい。
- ◆障がい者が利用できる福祉サービスを充実させてほしい。
- ◆障がい者の交流活動を充実させてほしい。

3 用語集

あ行	
医療的ケア児	人工呼吸器の管理や吸引、経管栄養等の医療的ケアを日常的に必要なとする子どものこと。
インクルーシブ教育	障がいの有無に関わらず、すべての子どもが個々のニーズを踏まえた上で、同じ場でともに学ぶ教育のこと。
か行	
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用事業を実施し、地域の実情に応じて、「総合相談・専門相談」、「地域移行・地域定着」、「権利擁護・虐待防止」、「地域の相談体制の強化の取組」の業務を行う。
合理的配慮	障がいのある方の性別、年齢及び障がいの状態に応じた、社会的障壁を取り除くための必要かつ適切な変更及び調整のこと。
さ行	
児童発達支援センター	地域の障がいのある就学前児童に対し、発達状態に即した生活基本動作習得等のための支援を行う施設のこと。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいがある方に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。
精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて障がいの程度を認定し、都道府県知事が交付するもの。
成年後見制度	判断能力が不十分な方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。
ソーシャルインクルージョン	障がいの有無や障がい種別に関わらず、地域を構成するすべての人々を地域社会の中で包み込み、支え合うという考え方。
た行	
地域生活支援拠点	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の拠点。

トライアル雇用	職業経験の不足などから就職が困難な求職者等を原則 3 ヶ月間試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、期間の定めのない雇用への移行のきっかけとすることを目的とした制度。
な行	
ノーマライゼーション	障がい者を特別視するのではなく、障がいの有無に関わらず、誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同様に生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方のこと。
は行	
バリアフリー （心のバリアフリー）	障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。物理的な障壁の除去のみならず、障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去の意味でも用いられる。
ま行	
最上地区自立支援協議会	障がいの有無に関わらず、すべての住民がともに暮らすことのできる地域づくりに関し、定期的な協議を行う場。新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村及び戸沢村の共同設置。
や行	
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた児童を始めとする支援対象児童等の情報の交換や支援を行うための協議の場のこと。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無や年齢等に関わらず、すべての人が使いやすいように考慮し、身の回りの品物から住宅、建物、都市空間等をデザインする考え方のこと。
ら行	
療育手帳	知的障がいのある方に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種援護措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある方に対し、申請に基づいて障がい程度を判定し、県知事が交付するもの。

真室川町障がい福祉プラン

令和 6 年 3 月策定

発行者 真室川町福祉課

住 所 〒999-5312 真室川町大字新町 4 6 9 番 1

T E L 0233-62-3436

F A X 0233-64-1526

E-mail fukushi@town.mamurogawa.yamagata.jp